

平成 23 年 3 月

各 位

社団法人 土木学会
土木技術者資格委員会

資格名称の変更の実施について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、土木学会は、認定技術者資格制度を 2001（平成 13）年度に創設しました。①資格の階層性（4 ランク）、②資格分野の多様性、③資格の更新性といった特徴から、発注機関や企業等において当該資格を活用していただいております。

しかし、この資格制度の持つ「土木技術者の一生にわたる技術研鑽と連動した仕組み」としての特徴については、必ずしも土木界におられる方々に十分に認識されているとはいえないものがあります。

我が国の土木に関する資格を見ても、土木の資格であっても「土木」がついているものが少なく、また社会では、自然科学や工学に立脚しない職業においてもスキルを持つ者を「技術者」と呼んでいることが多い、という状況にあります。このことから、きちんと「土木技術者」を明示し、これによって社会から「土木技術者」が見えるようにすべきとの指摘もあります。また、土木学会の認定資格を保有される方々には、「土木技術者」として土木界の将来を担っていただいていることを明確にご理解いただくためにもキャリアパスと連動した土木としての資格のあり方を明確にしていく必要があります。

そこで、技術者資格委員会では、キャリアパスの観点から資格制度の位置づけを見直し、「土木学会認定土木技術者資格制度」への名称の変更および各資格の名称に「土木」を加えることを理事会に提案しました。この提案は、平成 22 年度第 5 回理事会（平成 23 年 1 月 21 日開催）において承認されました。

つきましては、資格制度および各資格の名称変更に対してご理解をいただきますとともに、従前にも増して、土木技術者の方々には、それぞれの立場にふさわしい「土木技術者資格」を保有していただき、また、発注機関や企業等においては、本資格制度をご活用いただきますようお願い申し上げます。

なお、各資格の英語表記については、従来どおり「civil engineer」となっておりますことを申し添えます。

敬具

記

■ 資格名称変更の実施

2011（平成 23）年 1 月 21 日理事会で承認されたことから、2010 年度の資格認定者から新名称を用いることとします。すでに認定されている方については、更新の際に、新名称の認定証を交付いたします。

以上